

平成26年2月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成26年2月21日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年－19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取 県実行委員会	○国への直接の要望（原子力規制庁、経済産業省） 国の責務として、原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 【国に対する主な要望内容】 ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。 ・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ・また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。 ・福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。 ・地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、突道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。 ・フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。 ・島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。 ・福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 【時期】平成26年1/14 平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15, 12/18・19,

			平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20 ○立地県を通じた意見の提出 島根県と島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠実に対応していただくことの覚書を締結（11月7日）し、覚書に基づき島根県にも回答（12月17日）した。島根県知事が、原子力規制委員会に新規制基準に係る安全対策を要望（12月24日）した際、鳥取県からの意見も付された。 ※中国電力は、鳥取・島根両県の対応を受け、平成25年12月25日原子力規制委員会に適合申請を提出した。 本県は島根県と連携して、審査会合の傍聴や中国電力への聞き取りを行っているところ。 ○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。
--	--	--	--

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年－27 (25.11.26)	危機管理局	島根原発の再稼働に対して 慎重な判断を行うことについて さよなら島根原発ネットワ ーク えねみら・とっとり（エ ネルギーの未来を考える 会）	○安全協定に基づく意見の提出 島根原子力発電所については、平成25年11月21日、中国電力から安全協定に基づき新規制基準適合申請に関する事前報告（2号機の設置変更許可申請）がなされ、12月17日に安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては今回最終的な意見を留保した上で、再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを中国電力に求めた。 あわせて安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めた。 【新規制基準適合申請に関する事前報告への鳥取県回答（12月17日付け）】 ①安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ②再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。 ③島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。 ④汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。 ⑤突断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。 ⑥フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること など。 ○立地県を通じた意見の提出 島根県と島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠実に対応していただくことの覚書を締結（11月7日）し、覚書に基づき島根県にも回答（12月17日）した。島根県知事が、中国電力に新規制基準適合性確認申請を行うことへの事前了解の回答に際し、鳥取県の意見を付して回答（12月24日）された。 ※中国電力は、鳥取・島根両県の対応を受け、平成25年12月25日原子力規制委員会に適合申請を提出した。 本県は島根県と連携して、審査会合の傍聴や中国電力への聞き取りを行っているところ。 ○国への直接の要望（原子力規制庁、経済産業省） 国の責務として、原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰

り返し強く要望している。

【国に対する主な要望内容】

- ・島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。また、その内容を確認し、具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ・福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。
- ・また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。
- ・福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- ・地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した厳格な審査を行うこと。また、原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、突道断層を始め発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。
- ・フィルタベントなどシビアアクシデント対策について、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- ・島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。
- ・福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- ・原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進捗よく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【時期】平成26年1/14

平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15, 12/18・19,

平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24

平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20

○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年－4 (26.2.17)	危機管理局	現時点の知見において可能な限り正確で詳細な放射性物質拡散シミュレーションを求める意見書の提出について えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）	○県では、県民の安心・安全確保のため、島根原子力発電所の運転状況によらず原子力防災対策の整備が必要と考えているところであり、ハード・ソフト両面から取組を進めているところ。 ○これに当たり、原子力防災対策の整備に資するものとして、県では国に対して被害想定シミュレーションを提供するよう要望しているところ。 【国に対する主な要望内容】 ・拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。 【要望時期】 平成25年4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15, 12/18・19 ○引き続き、国に実用に供することのできるシミュレーション手法の開発とデータの提供を要望していきたい。 ○なお、国において、UPZ内外におけるブルーム対策が検討課題となっているところであり、県ではその結果について注視しているところ。 ○また、シミュレーションは、原子力防災対策を行う上で参考となるものであるが、福島原発事故後の原子力防災に係る法令、計画等の見直しにおいては、国際原子力機関（IAEA）の基準等を踏まえ、緊急時モニタリングの結果に基づき迅速に防護措置を判断するための仕組みが導入されている。本県においても、地域防災計画の改定、モニタリング等の体制整備を進めているところである。

